

一般社団法人日本精神保健福祉学会 機関誌編集委員会規程

(設置)

第1条 一般社団法人日本精神保健福祉学会定款第 51 条に基づき機関誌編集委員会(以下「委員会」)をおく。

(任務)

第2条 委員会は、一般社団法人日本精神保健福祉学会の機関誌『精神保健福祉学』の発行につき、編集・原稿依頼・投稿原稿の審査・刊行などの任務を行う。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成される。

- 2)編集委員長は担当理事が就く。
- 3)副編集委員長は、委員の互選により決定する。
- 4)委員は理事会の議に基づき、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長、委員の任期は 2 年とする。

- 2)ただし、再任は妨げない。

(査読委員の委嘱)

第5条 投稿原稿の審査のため、査読委員をおく。

- 2)査読委員は委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3)査読委員の任期は 2 年とする。
- 4)前項の査読委員のほかに、会長は委員会の推薦に基づき、特定の論文を審査するため臨時委員を委嘱することができる。
- 5)査読委員は、委員会の依頼により、投稿原稿を審査し、その結果を委員会に報告する。
- 6)査読者 2 名の内、1 名が否判定の場合、編集委員会は第 3 の査読者を選定して査読を継続することができる。
- 7)委員会は、査読委員の審査報告に基づいて、投稿原稿の採否、修正指示等の措置を決定する。

(疑義・不服への対応)

第6条 委員会は、投稿者からの査読内容もしくは採否決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合には、速やかに対応し、投稿者に回答する。なお、その回答には、委員会の回答に疑義・不服がある場合、理事会に苦情を申し立てることができる旨を付記する。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更する場合は、理事会の議決を経なければならない。

付則 この規程は、2016 年 6 月 24 日より施行する。